

平成25年労第552号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA社に入社し、以後、BセンターC部、本社D部などを経て、平成〇年〇月〇日からEに所在するA社FセンターG分室（平成〇年〇月、「H本部」と名称変更される。以下「会社」という。）に勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月末からIシステムの導入に伴う地方への出張、時間外労働、連続勤務により心身の不調を訴えていたが、勤務を続けていた。

その後、平成〇年〇月〇日からH本部J課K係長に配置換となり、平成〇年〇月には、同じ部署で勤務していたL係長が異動となったが後任の補充がされず、請求人が当該係長の業務を支援することとなり、さらには、L系の職員の中にうつ病の発病があった。請求人は、このような状況下において過酷な勤務が継続し、極度の不安状態と不眠状態に陥ったとして、平成〇年〇月〇日、Mクリニックに受診したところ「うつ病、パニック障害」と診断された。

請求人は、過酷な勤務が継続したことにより精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインによる「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと所見しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の当該所見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められ

ない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、要旨、①平成〇年に導入された I システムにより血液製剤の管理を行っていたが、平成〇年〇月からサーバ更新予定であったため、請求人が平成〇年〇月から I システムの正副集中管理サーバ等の保守期間満了に伴う更新作業を担当するようになったこと、及び②平成〇年〇月以降の L 係長の欠員等により業務量が著しく増加したと主張しているの、これらのことを以下検討する。

(イ) 上記 (ア) ①の出来事については、心理的負荷表の具体的出来事「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人には、平成〇年〇月以降、1 か月おおむね 4 5 時間以上の長時間労働が認められるが、1 0 0 時間以上に至っていないことから、心理的負荷の強度を「中」と判断する具体例「担当業務の変更、取引量の急増等により仕事内容、仕事量の大きな変化 (時間外労働時間数としてはおおむね 2 0 時間以上増加し、1 月当たりおおむね 4 5 時間以上となるなど) が生じた」に該当するものの、平成〇年〇月以降請求人は所定の休日確保できている、更に請求人は、N 事業 I システムの導入時から同システム担当の職に就いたものであり、全く経験のない業務の担当になったものでもないことから、当該出来事の総合評価は「中」と判断する。

なお、請求人らは、平成〇年〇月のサーバ更新予定に伴うプログラムの評価、修正等業務について O 課長と分担して当たっていたが、平成〇年〇月に O 課長が異動になったため、請求人が中心となって業務を担当していたと主張し、O 課長の異動後は請求人が単独で全ての作業を行っていた旨申し立てているが、O 課長の後任として P 課長が着任しており、また、K 系の部下 2 人がいることから、請求人らの主張を採用することはできない。

(ウ) 上記 (ア) ②の出来事についても、認定基準別表 1 に当てはめると「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、本件の関係資料を精査したが、請求人の業務量が著しく増

加したことを裏付ける資料等は認められず、会社関係者の申述からしても、L係主事の休職期間は長時間であったとは認められない。請求人らは、L係長の不在により過度の負担が生じたと主張するが、課内業務の最終的責任を担うべき者として請求人の上司であるJ課長はいたことから、この主張を採用することはできない。

結局のところ、L係の人員に不足が生じたことは事実であるが、請求人は、K係の社員とともに本務であるK系の業務を行いながら、L系の業務支援を行っていたと考えるのが合理的である。この支援業務についても、請求人は平成〇年〇月〇日から同年〇月末までの間、L係長のポストに就いていたことが認められ、当該支援業務に不慣れで負担であったとは考え難いものである。さらに既に述べたとおり、上司であるJ課長がいたことから、請求人がL系の業務について責任を負っていたとも認め難いものである。

したがって、上記(ア)②の出来事について、請求人は仕事の内容の変化に容易に対応できたものであり、変化後の業務の負担も大きくなかったと考えられることから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) 以上のことから、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における出来事の心理的負荷は「中」と「弱」であり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

なお、審査官は決定書において、特別支給金を支給しない旨の処分について判断しているが、特別支給金は保険給付ではないことから、当審査会の審査の限りではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。